



優遇扱いについて

- ★下の表に該当する方に限り、抽選倍率を優遇します(優遇倍率の分だけ抽選番号が増えます。)
- ★申込書の優遇項目欄の該当する項目すべてに○印をつけてください。○印のついてない方は**一般の扱い**となります。
- ★新築(本公郷ハイム)については、優遇倍率の適用はありません。

優遇制度の説明

優遇項目の複数に該当する世帯は、該当する中で1番高い優遇倍率を基本として、他の優遇が1つあるごとに1倍加算します。ただし、**7倍を上限**とします(自分の優遇倍率が何倍になるかは右の計算例を参考に計算してください。)

優遇項目	資 格	優遇倍率
① 母子・父子優遇	戸籍上配偶者がなく、20歳未満(平成16年12月3日以後の出生者)の子を扶養している母子または父子世帯。主たる生計者は、母または父であること。 ※母または父(主たる生計者)及び20歳未満の子以外に同居される家族がいても該当します。	3倍優遇
② 高齢者優遇	申込本人、または入居しようとする家族のうちに60歳以上(昭和39年12月2日以前の出生者)の方がいること。	
③ 多子優遇	18歳未満(平成18年12月3日以後の出生者)の子が3人以上いる世帯。	
④ 子育て世帯優遇	小学校未就学児(平成30年4月2日以後の出生者)を扶養する世帯。	
⑤ 心身障害者優遇	申込本人、または入居しようとする家族のうちに、次のいずれかに該当する方がいる世帯。 ア. 身体障害者手帳の交付を受けている、1～4級の身体障害者。 イ. A1・A2・B1・B2の判定を受けた知的障害者。 ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、1～3級の精神障害者。 エ. 精神に障害のある方で、1級及び2級の国民年金か、1～3級の厚生年金の障害年金証書を交付されている方。	
⑥ 難病患者優遇	申込本人、または入居しようとする家族のうちに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病に掲げる疾病により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける程度であることが医師の診断書で証明できる方がいる世帯。	5倍優遇
⑦ 戦傷病者優遇	申込本人、または入居しようとする家族のうちに、戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までのいずれか、または同法別表第1号表の3の第1款症に該当する障害をもつ方がいる世帯。	
⑧ 原爆被爆者優遇	申込本人、または入居しようとする家族のうちに、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による、被爆者健康手帳の交付を受けている方がいる世帯。	
⑨ 海外引揚者優遇	申込本人が海外からの引揚者であって、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方で、厚生労働省社会援護局長の発行する永住帰国者証明書をお持ちの方。	
⑩ ハンセン病療養所入所者等優遇	申込本人、または入居しようとする家族のうちに、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する、ハンセン病療養所入居者等がいること。	
⑪ 3年連続落選優遇	本市市営住宅に、令和3年度から令和5年度まで連続して申し込み、かつ連続して落選した方(毎年1回以上引き続き申し込んでいる方を指します。)	7倍優遇
⑫ 5年連続落選優遇	本市市営住宅に、令和1年度から令和5年度まで連続して申し込み、かつ連続して落選した方(毎年1回以上引き続き申し込んでいる方を指します。)	
⑬ 7年連続落選優遇	本市市営住宅に、平成29年度から令和5年度まで連続して申し込み、かつ連続して落選した方(毎年1回以上引き続き申し込んでいる方を指します。)	5倍優遇
⑭ 特定年齢世帯優遇	【2人以上の世帯の方】 ①～⑩のいずれかに該当する世帯で、家族いずれも60歳以上または20歳未満の世帯(⑤～⑩の場合はその対象者を除く。①の場合は母、または父も除く。) 【单身の方】 ②、⑤～⑩のいずれかに該当する方で、60歳以上または20歳未満の方。	

注意事項

- 優遇扱いに該当する方は、該当する項目すべてに○印をつけてください。○印のついていない方は優遇扱いは受けられません。また、当選後該当しない事が判明した場合は失格となります。
- 当選または繰上当選された方は、その時点で今までの落選回数はすべてなくなります。

優遇倍率計算例

A	家族構成	優遇が該当する項目	
	申込本人 (30歳)	5年連続落選→⑫	この世帯は、優遇項目の⑫(5倍優遇)と④、⑤(3倍優遇)が該当するので、優遇倍率の高い5倍優遇を基本に、④と⑤を加算し、5倍+1倍+1倍で優遇倍率は 7倍 となります。
	妻 (27歳)		
	子 (3歳)	小学校未就学児→④ 1級の身体障害者手帳を持っている→⑤	

⑤・⑥・⑦についての優遇倍率は、複数該当しても3倍となります。

⑭が適用される場合の優遇倍率計算について

⑭を含めて計算する場合は、下記のとおりとなります。

- ⑭を基本として、その他①～⑩(単身者は②、⑤～⑩)該当項目1つで5倍となります。
- さらに、その他該当項目があれば、1つあるごとに1倍加算します。

B	家族構成	優遇が該当する項目	
	申込本人 (70歳)		この世帯は、優遇項目の②(3倍優遇)に該当しますが、家族全員が60歳以上なので⑭(5倍優遇)を適用し優遇倍率は 5倍 となります。
	妻 (67歳)	60歳以上→②	

C	家族構成	優遇が該当する項目	
	申込本人 (37歳)	2級の身体障害者手帳を持っている→⑤	この世帯は、優遇項目の⑤、④(3倍優遇)に該当します。⑤の対象者である申込本人と妻を除き、家族全員が20歳未満のため⑭(5倍優遇)を適用し、5倍優遇を基本として、④を加算し5倍+1倍で優遇倍率は 6倍 となります(同世帯内で同じ優遇項目に重複して該当する場合、重複分は加算されません。)
	妻 (35歳)	3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている→⑤	
	子 (11歳)		
	子 (4歳)	小学校未就学児→④	

D	家族構成	優遇が該当する項目	
	申込本人 (45歳)	母子世帯→① 3年連続落選→⑪	この世帯は、優遇項目の①、⑪、⑤、②(すべて3倍優遇)が該当します。①の対象者である申込本人を除く家族全員が60歳以上か20歳未満のため⑭(5倍優遇)を適用して、5倍優遇を基本とし、⑪、⑤、②を加算し5倍+1倍+1倍+1倍の8倍となりますが、7倍を上限としているので、優遇倍率は 7倍 となります。
	子 (17歳)	3級の身体障害者手帳を持っている→⑤	
	父 (69歳)	60歳以上→②	